

社会福祉法人 尚徳福祉会 行動計画

《次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画》

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：労働者 1 人当たりの月平均残業時間を 4 0 時間以内とする

【取組内容】

- 令和 7 年 5 月～ 一斉メールにて時間外労働の上限規則を職員周知する。

目標 2：計画期間内に男性職員 2 人以上の育児休業取得を目指す。

【取組内容】

- 令和 7 年 5 月～ 一斉メールにて男性職員も育児休業を取得できることを職員周知する。
- 令和 7 年 5 月～ 男性職員による相談窓口の設置および寄せられた案件に対して対策を検討する。